みやき町告示第127号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項の規定に基づき公示送達します。

なお、下記の書類は、当町税務課賦課徴収担当で保管してありますから、申し出があればいつでも交付します。

令和８年10月23日

みやき町長　岡　　毅

公　示　送　達

１　送達を受けるべき者の氏名

氏名
MUKTAN　DORJE

２　送達すべき書類の名称

令和８年度　町県民税・森林環境税　第２期督促状

（教示）

地方税法第20条の２第３項の規定により、公示をした日から起算して７日を経過した時に、書類の送付があったとものとみなされます。